

## 阿賀野市条例第4号

### 阿賀野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

阿賀野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年阿賀野市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第15条の2 給与条例第16条の8の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第16条の8の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第24条第1項中「定める者」を「定めるもの」に改め、「以下この条」の次に「及び次条第1項」を加える。

第24条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第24条の2 給与条例第16条の8の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれの基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して別に規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第16条の8の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第26条第1項第1号中「第20条」を「第18条」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。